

みやざきアグリフードチェーン司令塔会議設置要綱

令和3年11月1日
農政水産部

(目的)

第1条 本県農畜産物の価値や生産者の思いを消費地に運べて売れる仕組みである「みやざきアグリフードチェーン」を実現するため、生産から流通・販売をつなぐ一連の流れ（サプライチェーン）に、ICTやAIなど情報技術の導入による各業種が連鎖した最適化といった、生産・流通・販売の各分野が連携しなければ解決できない取組や課題を共有し、解決に向けた方針決定を行うことを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、「みやざきアグリフードチェーン司令塔会議（以下「司令塔会議」という。）を設置する。

なお、司令塔会議は、第八次宮崎県農業・農村振興長期計画（令和3年3月策定）に基づく組織として位置付ける。

(所掌事務)

第3条 司令塔会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 生産・流通・販売の各分野で進められている取組や課題等の共有に関すること。
- (2) 生産・流通・販売の各分野連携による解決策の方針決定に関すること。
- (3) その他「みやざきアグリフードチェーン」の実現に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 司令塔会議は、別表に掲げる機関及び団体（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

- 2 司令塔会議に会長を置き、宮崎県知事をもって充てる。
会長は司令塔会議を代表し、その事務を統括する。
- 3 司令塔会議に副会長を置き、宮崎県農政水産部長をもって充てる。
副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 司令塔会議に委員を置き、構成団体の代表者又は構成団体が指名するものをもって充てる。
- 5 前項に定めるもののほか、会長は、必要に応じて新たに委員を選任し、あるいは解任することができる。

(会議)

第5条 司令塔会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。
- 4 委員は、会議に出席できないときは、あらかじめ指名した者を代理として出席させることができる。

(アドバイザー)

第6条 司令塔会議は、必要に応じてアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、会長が任命する。

(事務局)

第7条 司令塔会議の業務を処理するため、司令塔会議に事務局を置く。

2 事務局は、農政水産部農政企画課に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、司令塔会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

別表（第4条関係）

	構成団体
1	宮崎県農業協同組合中央会
2	宮崎県経済農業協同組合連合会
3	一般社団法人宮崎県農業法人経営者協会
4	宮崎県土地改良事業団体連合会
5	一般社団法人宮崎県農業会議
6	宮崎県促成ピーマン共同計算委員会
7	宮崎県果樹振興協議会
8	一般社団法人宮崎県養鶏協会
9	一般社団法人宮崎県トラック協会
10	宮崎カーフェリー株式会社
11	八興運輸株式会社
12	イオン九州株式会社
13	エームサービス株式会社
14	株式会社南九州ファミリーマート
15	株式会社山福
16	宮崎県